

本巢市公示第21号

本巢市母子保健計画策定業務（第3次）について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月24日

本巢市長 藤原 勉

プロポーザルに付する事項

1 業務概要

- (1) 業務名 本巢市母子保健計画策定業務（第3次）（健委第28号）
- (2) 業務内容 別紙「本巢市母子保健計画策定業務（第3次）委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月25日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 公示の日において、本巢市契約規則第21条第2項に定める指名競争入札有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 参加表明書の提出日において、いずれの自治体においても入札資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加表明書の提出日において、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 平成26年4月1日以降に県内自治体又はその外の公共団体が発注した母子保健計画策定支援業務を履行した実績があり、その業務等に精通した者を業務主任者として従事させることができること。

3 手続き等

- (1) 本巢市母子保健計画策定業務（第3次）に伴う公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布
 - ① 配布場所

実施要領、仕様書及び各種様式等は、事務局及びホームページ
(<http://www.city.motosu.lg.jp/>) から入手すること。

(2) 参加表明書等の提出

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送する。

提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時必着

(3) 企画提案書の提出

参加承認通知を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送する。

提出期限 令和6年5月22日(水)午後5時必着

4 事務局

本巢市役所 健康福祉部 健康増進課 (本巢保健センター)

住所 〒501-1292 本巢市文殊324番地

電話 0581-34-5028 FAX 0581-34-5038

e-mail motosu-hc@city.motosu.lg.jp

5 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) その他詳細については、実施要領によるものとする。